

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

物品・契約室を廃止し、庶務集中局に物品契約課を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

(1) 鳥取県会計管理者組織規則の一部改正

庶務集中局に物品契約課を設置し、所掌事務を定める。

(2) 鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正

物品契約課長の専決事項等を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。